

令和2年3月14日  
在ガーナ日本国大使館 領事班  
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana  
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana  
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553  
開館時間外 Phone: ①+233-(0)24-432-6467  
②+233-(0)24-432-6470  
③+233-(0)24-432-6465

在留邦人及び旅行者の皆様へ

## シエラレオネの新型コロナウイルス対策について(その4):14日間の隔離措置の実施の決定

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 3月13日(金)付けで、シエラレオネ保健・衛生省から、以下の内容の検疫体制の強化措置を16日(月)から施行するとの通知がありました。

(詳細はこちらから)

<http://dhse.gov.sl/wp-content/uploads/2020/03/COVID-19-Travel-Advisory-1.pdf>

(1)シエラレオネ到着時に37.5度以上の発熱、執拗な咳、呼吸困難のいずれかの症状がある場合は、直ちに隔離施設に移されます。

(2)新型コロナウイルスの感染者数が50人未満の国からの渡航者に対しては、渡航者の居住先において、14日間、観察措置を遵守しているかを確認するため、観察担当官(surveillance officers)によるフォローアップ措置が行われます。

(3)新型コロナウイルスの感染者数が50人以上いる国(注:日本を含む)からの渡航者に対しては、原則としてシエラレオネ政府が手配する強制的検疫施設での14日間の観察措置の対象となります。

(4)新型コロナウイルスの感染者数が200人以上いる国(注:日本を含む)からのシエラレオネへの渡航については、現在の極めて重要な期間は(during this critical period), 延期するよう強く勧告するとしています。そして、シエラレオネ国内で、特に重要な又は必須の業務(very crucial or essential functions)を行う場合には入国可能としていますが、その場合でも必要とされる14日間の隔離措置の対象となります。

2 上記のとおり、感染者数が50人以上の国からシエラレオネを訪れる場合、隔離され、観察措置の対象となりますので、十分に検討及び注意し、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1)<https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000571222.pdf>

(その2)<https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100009857.pdf>

(その3)<https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020979.pdf>

以上